

【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p><カバー取引先(並びはアイウエオ順)></p>	<p>オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド <u>(Australia and New Zealand Banking Group Limited)</u> 銀行業：オーストラリア健全性規制庁</p> <p>クレディスイス銀行 ロンドン支店 (Credit Suisse Bank AG , London Branch) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業：監督当局はドイツ連邦金融監督局</p> <p>ジェー・アロン・アンド・カンパニー (J. Aron & Company)</p> <p>[ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (The Goldman Sachs Group, Inc.) の子会社]</p> <p>外国為替業等：ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは米国連邦準備制度理事会に規制される銀行持株会社</p> <p>JP モルガン・チェース銀行 (JPMorgan Chase Bank, N.A) 銀行業：米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p> <p>スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業：ドイツ連邦金融監督局</p> <p>ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc) 証券業：英国金融サービス機構</p> <p>バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ (Bank of America, N.A.) 銀行業：米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p> <p>BNP パリバ (BNP Paribas) 銀行業：フランス金融市場庁</p> <p>香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業：香港金融管理局</p>	<p>クレディスイス銀行 ロンドン支店 (Credit Suisse Bank AG , London Branch) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>コメルツ銀行 (Commerzbank AG) 銀行業：監督当局はドイツ連邦金融監督局</p> <p>ジェー・アロン・アンド・カンパニー (J. Aron & Company)</p> <p>[ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (The Goldman Sachs Group, Inc.) の子会社]</p> <p>外国為替業等：ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは米国連邦準備制度理事会に規制される銀行持株会社</p> <p>JP モルガン・チェース銀行 (JPMorgan Chase Bank, N.A) 銀行業：米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p> <p>スタンダードチャータード銀行 (Standard Chartered Bank) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>ドイツ銀行 (Deutsche Bank AG) 銀行業：ドイツ連邦金融監督局</p> <p>ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc) 証券業：英国金融サービス機構</p> <p>バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業：英国金融サービス機構</p> <p>バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ (Bank of America, N.A.) 銀行業：米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会</p> <p>BNP パリバ (BNP Paribas) 銀行業：フランス金融市場庁</p> <p>香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited) 銀行業：香港金融管理局</p> <p>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミティッド・ライアビリティ・カンパニー (Morgan Stanley & Co. LLC) 金融商品取引業：米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会及び米国連邦準備制度理事会</p>

	<p>モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・リミティッド・ライアビリティ・カンパニー (Morgan Stanley & Co. LLC) 金融商品取引業：米国証券取引委員会、米国商品先物取引委員会及び米国連邦準備制度理事会 USB 銀行 (UBS AG) 銀行業：スイス連邦銀行委員会 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー (The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業：英国金融サービス機構</p>	<p>USB 銀行 (UBS AG) 銀行業：スイス連邦銀行委員会 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー (The Royal Bank of Scotland plc) 銀行業：英国金融サービス機構</p>
<p>★証拠金 (5) 不足金について</p>	<p>外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション(建玉)の決済等による損金額が資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、<u>不足金発生日の翌々営業日の午後3時までに不足金をC-NEX口座にご入金して頂く必要があります。</u> 弊社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。</p>	<p>外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション(建玉)の決済等による損金額が資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、<u>お客様は弊社の請求により不足金をC-NEX口座にご入金して頂く必要があります。</u> 弊社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。</p>
<p>★益金に係る税金</p>	<p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となります。雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。 法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に参入されます。 <u>平成24年1月1日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越す事ができます。</u> 弊社は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該弊社の所轄税務署長に提出します。 ※所得税法は、所得を給与所得、事業所得、不動産所得など10種類に区分し、各所得について具体的にその内容を定めていますが、雑所得は他の9種類の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。 雑所得に該当する収入(利益・損失)はすべて合算する必要があります。例えば複数の業者でFX収入(利益・損失)が発生している場合はもちろん、そのほかに外貨預金による為替差損益、公的年金(公的年金等控除額を控除後)、原稿料、講演料などがある場合も、これらすべてを合算して雑所得の計算をします。</p>	<p>個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となります。雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。 法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税にかかわる所得の計算上、益金の額に参入されます。 弊社は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該弊社の所轄税務署長に提出します。 ※所得税法は、所得を給与所得、事業所得、不動産所得など10種類に区分し、各所得について具体的にその内容を定めていますが、雑所得は他の9種類の所得のいずれにも該当しない所得をいいます。 雑所得に該当する収入(利益・損失)はすべて合算する必要があります。例えば複数の業者でFX収入(利益・損失)が発生している場合はもちろん、そのほかに外貨預金による為替差損益、公的年金(公的年金等控除額を控除後)、原稿料、講演料などがある場合も、これらすべてを合算して雑所得の計算をします。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

弊社の概要について
10 沿革

年月	内容
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

年月	内容
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

弊社の概要について 12 連絡先	サイバーエージェント FX お客様サービスセンター [C-NEX] TEL : 0120-952-318 [月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)] <u>※2012年1月3日より、コールセンターの受付時間が下記に変更されます。</u> <u>[月曜～金曜 午前 7:00～午後 11:00 (年末年始及び祝日を除く)]</u> お問い合わせ URL : http://www.cnex.jp/call	サイバーエージェント FX お客様サービスセンター [C-NEX] TEL : 0120-952-318 [月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)] お問い合わせ URL : http://www.cnex.jp/call																
サイバーエージェント FX 「C-NEX」取引概要 ■取引日・注文受付時間	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 448 609 579">注文受付時間</td> <td data-bbox="609 448 1205 579"> 【通常時】 日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 579 609 710">取引画面メンテナンス時間</td> <td data-bbox="609 579 1205 710"> 【通常時】 日本時間 土曜日 午前 7:00～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 土曜日 午前 6:00～月曜日 午前 6:00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 710 609 906">入出金メンテナンス時間</td> <td data-bbox="609 710 1205 906"> 【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 7:00～午前 8:00 土曜日午前 6:30～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 6:00～午前 7:00 土曜日午前 5:30～月曜日 午前 6:00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 906 609 1134">コールセンター受付時間</td> <td data-bbox="609 906 1205 1134"> 月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く) <u>※2012年1月3日より、コールセンターの受付時間が下記に変更されます。</u> <u>月曜～金曜 午前 7:00～午後 11:00 (年末年始及び祝日を除く)</u> </td> </tr> </table>	注文受付時間	【通常時】 日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00	取引画面メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 土曜日 午前 7:00～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 土曜日 午前 6:00～月曜日 午前 6:00	入出金メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 7:00～午前 8:00 土曜日午前 6:30～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 6:00～午前 7:00 土曜日午前 5:30～月曜日 午前 6:00	コールセンター受付時間	月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く) <u>※2012年1月3日より、コールセンターの受付時間が下記に変更されます。</u> <u>月曜～金曜 午前 7:00～午後 11:00 (年末年始及び祝日を除く)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1254 448 1491 579">注文受付時間</td> <td data-bbox="1491 448 2087 579"> 【通常時】 日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 579 1491 710">取引画面メンテナンス時間</td> <td data-bbox="1491 579 2087 710"> 【通常時】 日本時間 土曜日 午前 7:00～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 土曜日 午前 6:00～月曜日 午前 6:00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 710 1491 906">入出金メンテナンス時間</td> <td data-bbox="1491 710 2087 906"> 【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 7:00～午前 8:00 土曜日午前 6:30～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 6:00～午前 7:00 土曜日午前 5:30～月曜日 午前 6:00 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 906 1491 1015">コールセンター受付時間</td> <td data-bbox="1491 906 2087 1015"> 月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く) </td> </tr> </table>	注文受付時間	【通常時】 日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00	取引画面メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 土曜日 午前 7:00～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 土曜日 午前 6:00～月曜日 午前 6:00	入出金メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 7:00～午前 8:00 土曜日午前 6:30～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 6:00～午前 7:00 土曜日午前 5:30～月曜日 午前 6:00	コールセンター受付時間	月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)
注文受付時間	【通常時】 日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00																	
取引画面メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 土曜日 午前 7:00～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 土曜日 午前 6:00～月曜日 午前 6:00																	
入出金メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 7:00～午前 8:00 土曜日午前 6:30～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 6:00～午前 7:00 土曜日午前 5:30～月曜日 午前 6:00																	
コールセンター受付時間	月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く) <u>※2012年1月3日より、コールセンターの受付時間が下記に変更されます。</u> <u>月曜～金曜 午前 7:00～午後 11:00 (年末年始及び祝日を除く)</u>																	
注文受付時間	【通常時】 日本時間 月曜日 午前 7:00～土曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日 午前 6:00～土曜日 午前 6:00																	
取引画面メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 土曜日 午前 7:00～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 土曜日 午前 6:00～月曜日 午前 6:00																	
入出金メンテナンス時間	【通常時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 7:00～午前 8:00 土曜日午前 6:30～月曜日 午前 7:00 【夏時間適用時】 日本時間 月曜日～金曜日 午前 6:00～午前 7:00 土曜日午前 5:30～月曜日 午前 6:00																	
コールセンター受付時間	月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)																	